

厚生労働大臣 田村憲久 様

新型コロナに感染した妊婦の方の出産病床の整備等を求める緊急要請

立憲民主党 新型コロナウイルス対策本部
会派 厚生労働部会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が深刻化し、医療提供体制のひっ迫は激しく、医療崩壊が現実のものとなりつつあります。今週に入り、自宅療養を余儀なくされていた40歳代の女性が自宅でお亡くなりになった事案、感染していた妊婦の方が、受け入れる病院がなくやむなく自宅で早産となるも、赤ちゃんが亡くなってしまった事案を始め、医療を受けられずに悲惨な死を遂げる事案や自宅で高熱に苦しみ、強い不安を抱く患者が続出している状況です。

政府は、こうした事案を直視し、一刻も早く医療提供体制の整備や拡充に全力を挙げるべきであり、そのために、以下の措置を速やかに講じて頂くよう強く要請致します。

要望事項

1. 新型コロナウイルスに感染した妊婦の方の健康管理に万全を期するとともに、妊婦の方の急変に対応できるよう、対応可能なNICUや妊婦専用の病床等を確保し、受け入れのためのマニュアルや計画を地域ごとに策定するように自治体に要請し、地域の産婦人科医、救急スタッフ、妊婦の方に周知すること。また、万が一、医療機関で受け入れできない場合の対応方針を定めること。
2. 新型コロナウイルスに感染した妊婦の方が早産になる可能性を、入院の優先順位付けに考慮するように、全国の自治体に要請すること。
3. 妊婦の方をワクチンの優先接種の対象に加えること。
4. 臨時の医療施設を整備し、検査から必要な患者に必要な医療につなぐ体制を構築し、自宅療養を最小限に限定できるようにすること。
5. 首相をトップとする病床確保等本部を官邸に設置し、国と都道府県の協議の下、都道府県を越えて患者を受け入れる体制や医療関係者を融通し合う体制、リモートやオンライン対応を含めた、在宅診療をフォローアップし保健所が対応できない自宅療養者等をケアする体制を確立すること。
6. 子育て世帯で親が新型コロナウイルス感染症を発症し、子どもを親族等に預けることができない場合について、国は昨年4月に、病院、児童相談所の一時保護所、児童養護施設などで、子どもを受け入れる検討を行うよう通知を行っている。至急、その実施状況を把握し、好事例を他の自治体の参考に資するよう公表を行うこと。その上で、そうした子どもの受け入れ体制を整えることが困難な自治体への支援を行うこと。また、高齢者の介護を抱えている世帯についても同様の措置を取ること。

以上